激甚災害等にともなう年会費会費免除について

■ 対象：
激甚災害に指定された災害で被災された学会員

■ 内容：

■ 申請時の年度の会費を免除いたします。なお、申請時においてすでに当該年度の会費を納めている場合には、次年度の会費を免除いたします。

■ 申請期間：
原則として、激甚災害指定後1年以内

■ 申請方法：
以下の書類2点を日本特殊教育学会会員係までお送りください（問合せフォーム）。
（1）激甚災害等にともなう会費免除申請書
（2）被災されたことを証明する書類（公的機関の発行する被災証明書、罹災証明書等）の写し
※ 被災されたことを証明する書類は次の3点が条件となります。
①証明書に、被災の原因となった災害が明記されていること
②その災害が激甚災害に指定されていること
③その災害の指定地域に、会員本人、または会員本人と生計を一にしている親族が在住していること

■ 注意事項：
会費免除申請受付後、理事会の決議により決定します。
申請書に記載いただいたメールアドレス宛に申請結果をお知らせします。

〈参考〉
内閣府防災情報のページ
https://www.bousai.go.jp/taisaku/gekijinhukko/index.html

- 激甚災害：全国規模で指定基準を上回る規模となった災害に対して指定される激甚災害（通称：本激）
- 局地激甚災害：市町村単位で指定基準を上回る規模となった災害に対して指定される激甚災害（通称：局激）

※ 指定された主な災害例： 阪神・淡路大震災（1995），新潟中越地震（2004），台風5号による暴風雨災害（2007），東日本大震災（2011），熊本地震（2016）等